

第2章 本組合の概況

第1節 本組合の沿革

本組合の沿革を表2-1-1に示す。

本組合は、昭和41年5月にむつ市、大畑町、横浜町、脇野沢村の1市2町1村からなる「むつ地区環境整備組合」として設立され、昭和45年4月に川内町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村及び野辺地町が、昭和49年9月に六ヶ所村が加入した。平成元年4月に当該組合とむつ下北地域福祉事務組合の解散により、昭和47年6月に設立された「下北地域広域行政事務組合」が複合的一部事務組合として継承し、下北地域一般廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事務等を行っている。

表2-1-1 本組合の沿革

年月	内容	構成団体
S41.5	むつ地区環境整備組合設立	むつ市、大畑町、横浜町、脇野沢村 (昭和45年4月：川内町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町が加入) (昭和49年9月：六ヶ所村が加入)
S42.12	し尿処理場「むつ衛生センター」第1施設操業開始	—
S47.3	「むつ衛生センター」第2施設増設・操業開始	—
S47.6	下北地域広域行政事務組合設立	むつ市、川内町、大畑町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、脇野沢村
S51.3	「むつ衛生センター」第3施設増設・操業開始	—
H1.4	むつ地区環境整備組合及びむつ下北地域福祉事務組合が解散し、当該事務を下北地域広域行政事務組合が継承(複合的一部事務組合となる)	むつ市、川内町、大畑町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、脇野沢村、野辺地町、横浜町、六ヶ所村
H12.3	「むつ衛生センター」排水処理施設稼働	—
H15.3	一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」竣工	—
H17.3	合併により下北地域広域行政事務組合の構成市町村の変更	むつ市(むつ市、川内町、大畑町、脇野沢村が合併)、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、横浜町、六ヶ所村
H19.3	汚泥再生処理施設「むつ衛生センター」竣工	—
R6.6	一般廃棄物等処理施設「クリーンセンターしもきた」竣工	—

出典：令和6年度 組合の概要(下北地域広域行政事務組合、令和6年5月)を基に作成

第2節 自然的特性

1. 位置・地勢

本地域は県の最北部、本州最北端に位置し、三方を太平洋、津軽海峡、陸奥湾に囲まれ、むつ市内を流れる田名部川の低地を境に、東部の丘陵台地は尻屋峠及び尻労から白糖に至る太平洋岸の砂丘地帯に代表されるなだらかな地形となっているが、西部地域は奥羽山脈と那須火山帯の延長で、急峻な山地が海まで迫る山岳地帯となっている。

また、主要な道路は、国道 279 号、国道 338 号の国道や、下北半島縦貫道路といった自動車専用道路、J R 大湊線などがある。

本地域の交通網を図 2-2-1 に示す。



図2-2-1 本地域の交通網

2. 気象

むつ市に位置するむつ特別地域気象観測所における過去10年間の気象状況を表2-2-1に、令和6年における気象状況を図2-2-2に示す。

過去10年間の日平均気温は10.0℃前後となっており、夏でも気温は比較的低いのが特徴である。また、令和6年における年間降水量は1,180.5mm、日平均気温は11.4℃である。

本地域東部の太平洋側は表日本型気候に属し、5月中旬から8月中旬までは偏東風のため、太平洋から津軽海峡にかけての濃霧がもたらす気温低下により、農作物、海産物の生産等に著しい影響を与えている。また、西部は日本海型気候に属し、冬から春にかけての西北風の影響を受けて曇天降雪の日が続き、冬期間は交通条件の悪化が起こっている。積雪が最大となる2月中旬は、恐山で2m前後、その他の海岸線ではおおむね1m以内となっている。

表2-2-1 気象状況

項目	降水量 (mm)		気温 (°C)		
	年間降水量	日最大降水量	日平均	日最高	日最低
平成27年	1,294.5	82.0	10.6	14.7	6.5
平成28年	1,485.5	162.5	10.2	14.3	5.8
平成29年	1,456.5	56.5	9.8	13.9	5.3
平成30年	1,667.5	85.5	10.2	14.3	5.9
令和元年	1,073.0	78.5	10.4	14.7	5.7
令和2年	1,385.0	79.5	10.5	14.5	6.4
令和3年	1,623.0	107.0	10.6	14.9	6.2
令和4年	1,622.5	103.0	10.5	14.8	5.8
令和5年	1,216.5	101.5	11.7	16.0	7.2
令和6年	1,180.5	68.5	11.4	15.8	6.8

出典：過去の気象データ検索（気象庁）

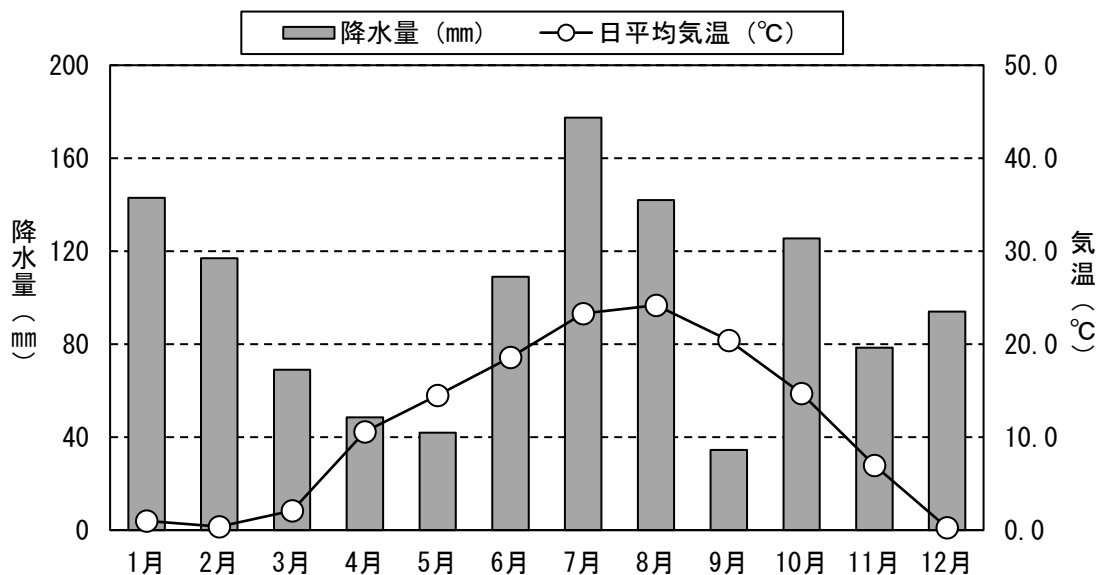


図2-2-2 気象状況（令和6年）

第3節 社会的特性

1. 就業人口の推移

構成市町村における令和2年の産業別就業人口を表2-3-1に、産業別就業人口の推移を図2-3-1に示す。

産業別就業人口は減少傾向が続いており、令和2年時点の内訳は、第三次産業人口の割合が22,371人と最も高く、第二次産業人口が6,642人、第一次産業人口が2,857人となっている。

表2-3-1 産業別就業人口（令和2年）

（単位：人）

項目	第一次産業	第二次産業	第三次産業
合計	2,857	6,642	22,371
むつ市	1,258	4,835	18,568
大間町	530	606	1,247
東通村	738	846	1,619
風間浦村	165	156	503
佐井村	166	199	434

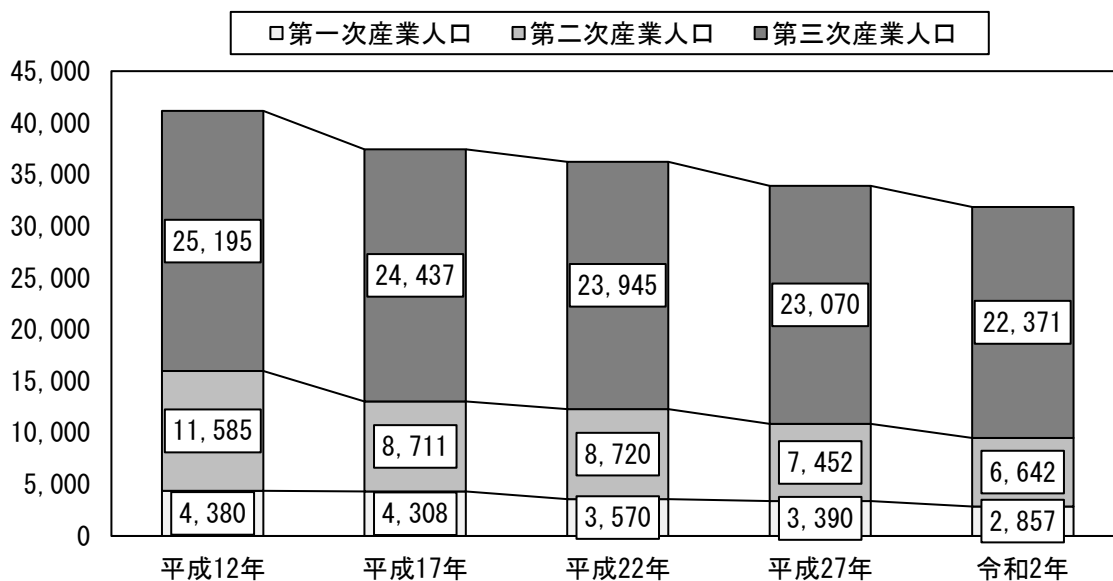


図2-3-1 産業別就業人口の推移

2. 農業

構成市町村における令和2年の農家の戸数を表2-3-2に、農家数の推移を図2-3-2に示す。

令和2年の農家数は990戸（販売農家306戸、自給的農家684戸）である。農家数の推移は、減少傾向が続いている。

構成市町村別の農家数は、令和2年においてむつ市が最も多く、全体の約半数を占めている。

表2-3-2 農家の戸数（令和2年）

（単位：戸）

項目	総農家数（戸）	
	販売農家（戸）	自給的農家（戸）
合計	990	684
むつ市	492	375
大間町	76	66
東通村	290	129
風間浦村	55	49
佐井村	77	65

出典：農林業センサス（農林水産省）

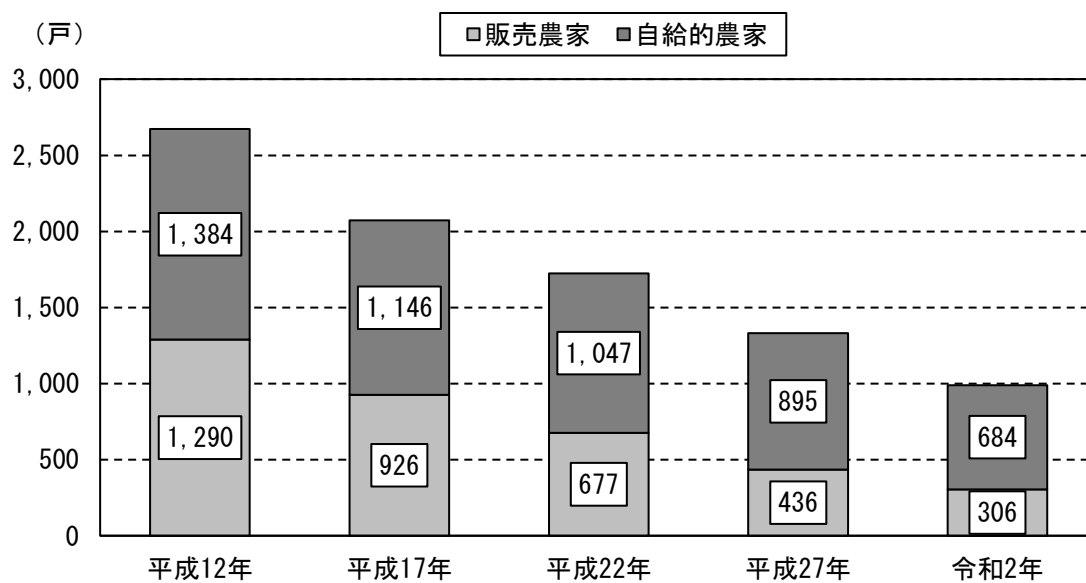


図2-3-2 農家数の推移

3. 漁業

構成市町村における令和5年の漁業の経営体数を表2-3-3に、経営体数の推移を図2-3-3に示す。

令和5年の経営体数は1,350体であり、漁業経営体数の推移では、平成15年以降減少傾向が続いている。

表2-3-3 漁業経営体数（令和5年）

項目	漁業経営体数
合計	1,350
むつ市	266
大間町	284
東通村	505
風間浦村	148
佐井村	147

出典：漁業センサス（農林水産省）

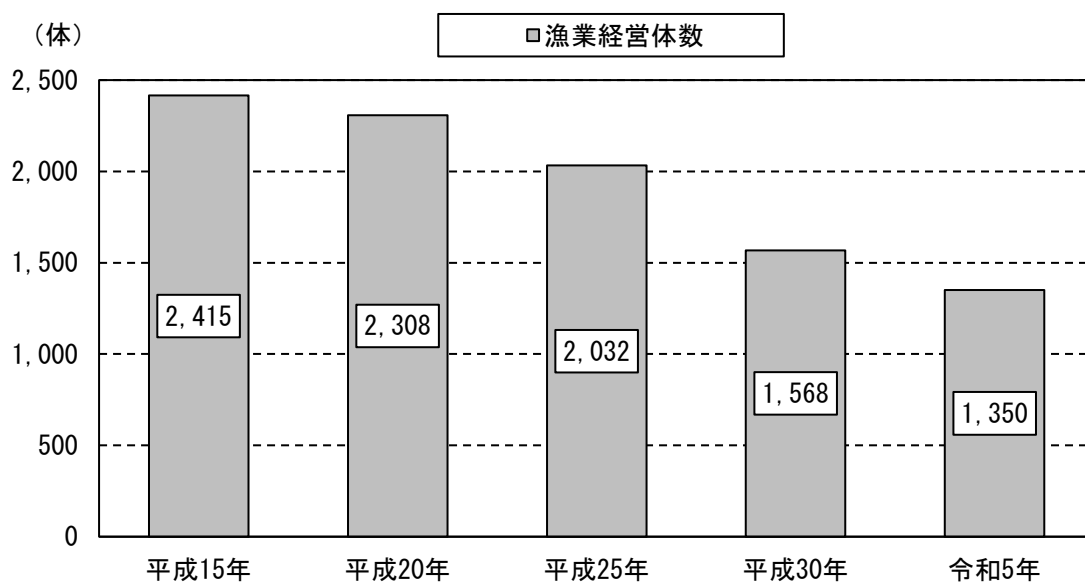


図2-3-3 漁業経営体数の推移

4. 工業

構成市町村における令和5年の事業所数、従業者数及び製造品出荷額を表2-3-4に、事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移を図2-3-4に示す。

事業所数、従業者数、製造品出荷額はむつ市が最も多く、いずれも全体の約6割～7割を占めている。事業数、従業者数及び製造品出荷額の推移では、製造品出荷額は増加傾向、事業所数が横ばい、従業者数が減少傾向となっている。

表2-3-4 事業所数、従業者数及び製造品出荷額（令和5年）

項目	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額（万円）
合計	67	1,025	1,691,029
むつ市	45	739	1,026,691
大間町	7	52	196,808
東通村	6	132	394,018
風間浦村	6	73	49,165
佐井村	3	29	24,347

出典：工業統計表、経済センサス、経済構造実態調査（製造業事業所調査）（経済産業省）

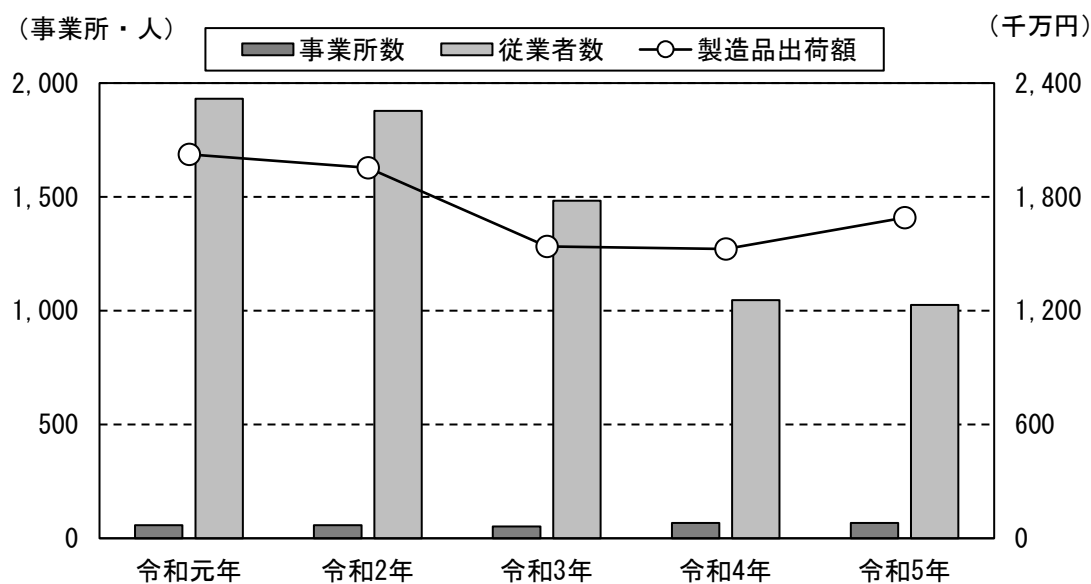


図2-3-4 事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

5. 商業

構成市町村における令和3年の事業所数、従業者数及び年間販売額を表2-3-5に、事業所数、従業者数及び年間販売額の推移を図2-3-5に示す。

事業所数、従業者数、年間販売額はむつ市が最も多く、いずれも全体の約8割を占めている。事業所数、従業者数及び年間販売額の推移では、事業所数が減少傾向となっており、従業者数及び年間販売額は平成24年まで減少傾向にあったものの、平成28年では増加に転じ、再度令和3年で減少している。

表2-3-5 事業所数、従業者数及び年間販売額（令和3年）

項目	事業所数（事業所）	従業者数（人）	年間販売額（百万円）
合計	744	4,559	114,392
むつ市	586	3,924	102,484
大間町	61	355	8,565
東通村	59	192	2,912
風間浦村	16	38	149
佐井村	22	50	282

出典：令和6年青森県統計年鑑

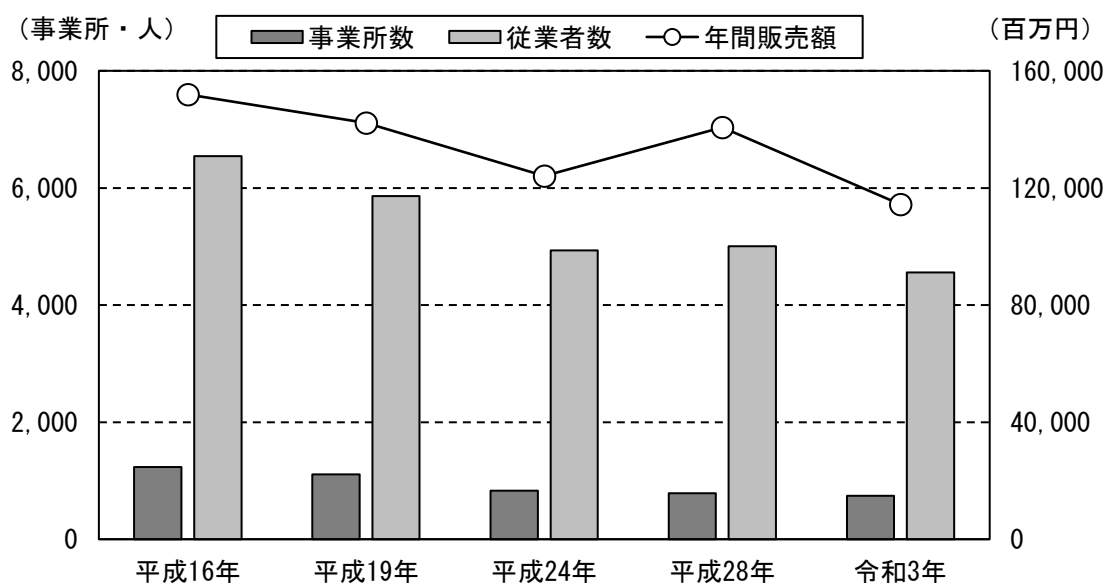


図2-3-5 事業所数、従業者数及び年間販売額の推移

6. 土地利用状況

令和5年における地目別面積を表2-3-6に、土地利用状況を図2-3-6に示す。総面積のうち、約7割(69.3%)を山林が占めている。次いで、その他(12.9%)、原野(10.8%)となっている。

表2-3-6 地目別面積(令和5年)

(単位: km²)

項目	総数	田	畑	宅地	鉱泉地	山林	牧場	原野	雑種地	その他
合計	1,416.1	13.6	41.8	21.5	1.3	981.3	5.5	152.7	16.2	182.1
むつ市	864.2	3.9	21.4	16.0	0.3	651.4	3.9	94.1	9.9	63.4
大間町	52.1	1.1	4.5	1.2	0.0	38.7	0.0	5.4	0.7	0.5
東通村	295.3	7.5	10.3	3.4	1.0	102.7	1.7	49.6	4.8	114.3
風間浦村	69.5	0.2	1.7	0.4	0.0	65.3	0.0	1.0	0.4	0.5
佐井村	135.1	1.0	3.8	0.5	0.0	123.2	0.0	2.7	0.4	3.5
構成比	100.0%	1.0%	3.0%	1.5%	0.1%	69.3%	0.4%	10.8%	1.1%	12.9%

出典: 令和5年度固定資産の価格等の概要調書

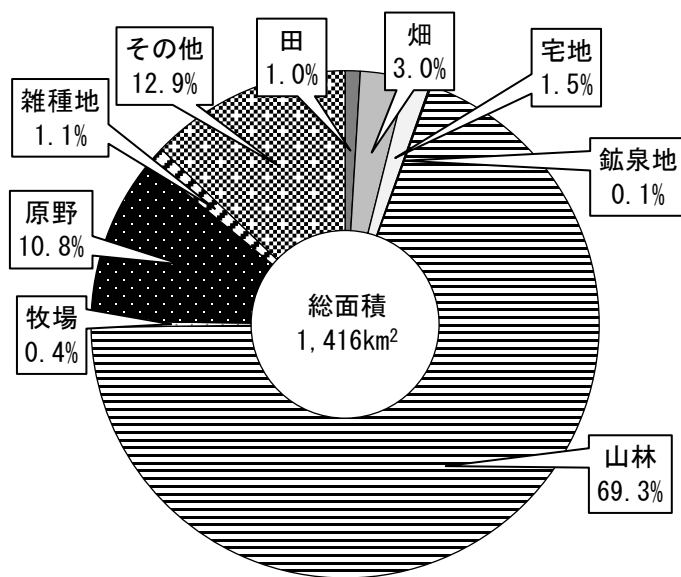


図2-3-6 土地利用状況(令和5年)

第4節 人口及び世帯数の推移

1. 人口の推移

本組合及び構成市町村別の人口の推移を、表2-4-1及び図2-4-1に示す。

令和5年度における人口は本組合で66,877人となっており、構成市町村別ではむつ市が52,951人で最も多く、以降、東通村(5,779人)、大間町(4,802人)、佐井村(1,713人)、風間浦村(1,632人)の順となっている。

本組合全体の推移としては、減少傾向にあり、構成市町村別でも全ての自治体で減少傾向を示している。

表2-4-1 人口の推移

(単位：人)

項目	本組合					
	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	
平成26年度	79,064	61,739	5,851	7,008	2,163	2,303
平成27年度	77,870	60,880	5,720	6,904	2,119	2,247
平成28年度	76,740	60,099	5,614	6,785	2,061	2,181
平成29年度	75,217	58,991	5,487	6,627	1,998	2,114
平成30年度	74,025	58,145	5,382	6,517	1,925	2,056
令和元年度	72,434	56,978	5,244	6,377	1,863	1,972
令和2年度	71,234	56,158	5,133	6,209	1,809	1,925
令和3年度	69,786	55,174	4,986	6,037	1,744	1,845
令和4年度	68,496	54,180	4,912	5,946	1,706	1,752
令和5年度	66,877	52,951	4,802	5,779	1,632	1,713

出典：住民基本台帳月報 各年度10月1日現在

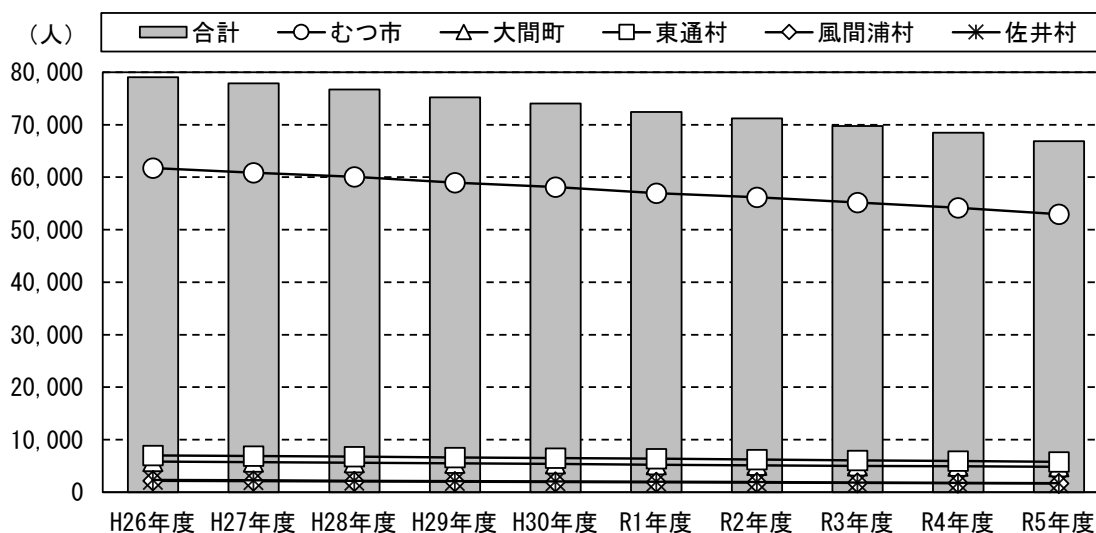


図2-4-1 人口の推移

2. 世帯数の推移

本組合及び構成市町村別の世帯数の推移を、表 2-4-2 及び図 2-4-2 に示す。令和 5 年度における世帯数は本組合全体で 35,424 世帯となっており、構成市町村別ではむつ市が 28,391 世帯で最も多く、以降、東通村 (2,813 世帯)、大間町 (2,491 世帯)、佐井村 (878 世帯)、風間浦村 (851 世帯) の順となっている。

本組合全体の推移としては横ばいであり、構成市町村も同様の傾向にある。

なお、世帯当たり人員については、令和 5 年度において本組合平均が 1.89 人であり、構成市町村別では東通村が最も多く 2.05 人/世帯、むつ市が最も少ない 1.87 人/世帯となっている。

表2-4-2 世帯数の推移

(単位：世帯)

項目	本組合					
	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	
平成26年度	36,767	29,444	2,543	2,796	970	1,014
平成27年度	36,723	29,382	2,551	2,821	969	1,000
平成28年度	36,673	29,356	2,537	2,836	958	986
平成29年度	36,589	29,322	2,531	2,820	944	972
平成30年度	36,549	29,277	2,531	2,842	932	967
令和元年度	36,260	29,022	2,526	2,845	922	945
令和2年度	36,182	28,991	2,509	2,836	905	941
令和3年度	35,940	28,845	2,492	2,815	878	910
令和4年度	35,792	28,698	2,512	2,826	872	884
令和5年度	35,424	28,391	2,491	2,813	851	878
(人/世帯)	(1.89)	(1.87)	(1.93)	(2.05)	(1.92)	(1.95)

出典：住民基本台帳月報 各年度10月1日現在

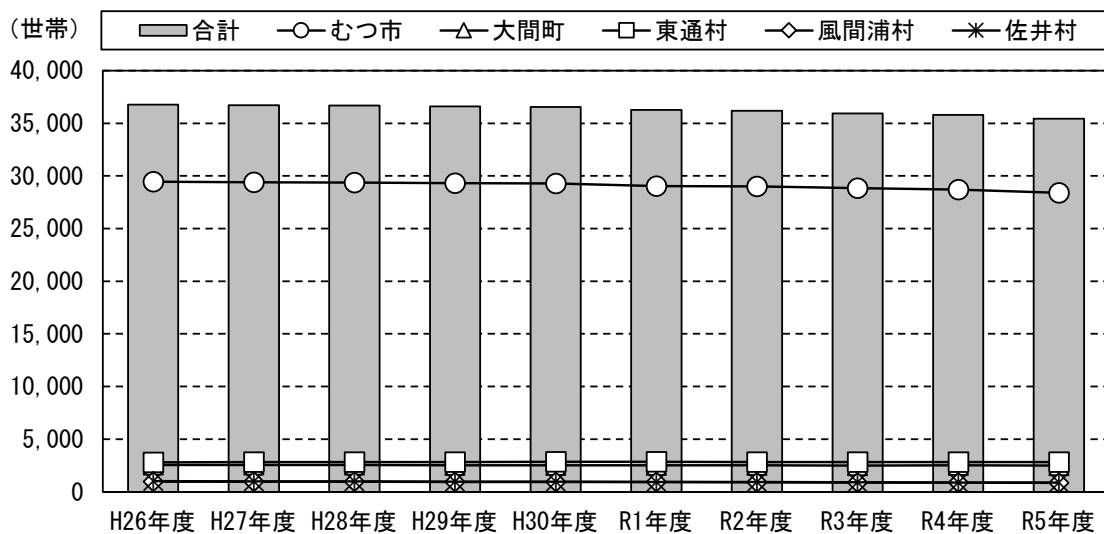


図2-4-2 世帯数の推移

第3章 ごみ処理行政の動向

第1節 国の動向

ごみ処理動向のうち、国の動向について以下に整理する。

○第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

「循環型社会形成推進基本法」に基づく循環型社会形成推進基本計画が令和6年8月に改定され、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」が5つの柱（重点分野）として示されている。

このうち、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」では、廃棄物処理システムの強靱化・集約化・広域化・脱炭素化や、廃棄物・資源循環の専門人材等の育成・確保の強化・検討などが国の取り組みとして示されている。

【数値目標】 目標年度：令和12年度

- 1人1日当たりごみ焼却量：約580g
- 最終処分量：約1,300万t

○廃棄物処理法に基づく基本的な方針（令和7年2月）

廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本的な方針」という。）が令和7年2月に改定され、脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進及び廃棄物処理施設設備の広域化・集約化などに関する変更が行われた。

【数値目標】 目標年度：令和12年度

- 排出量：令和4年度比約9.0%削減
- 1人1日当たりの家庭ごみ排出量：約478g
- 出口側循環利用率：約26.0%
- 1人1日当たりごみ焼却量：約580g
- 最終処分量：令和4年度比約5.0%削減

第2節 県の動向

ごみ処理動向のうち、県の動向について以下に整理する。

○第4次青森県循環型社会形成推進計画（令和3年3月）

第3次青森県循環型社会形成推進計画の期間満了に伴い、県の現状や社会情勢の変化等を踏まえ、引き続き廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進していくため、第4次青森県循環型社会形成推進計画が令和3年3月に策定され、青森県が目指す中長期的な循環型社会の姿を、「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換、「地域の特性を活かした地域循環共生圏の形成」、「環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大」などとイメージし、その実現に努めるとしている。

【数値目標】 目標年度：令和7年度

- 1人1日当たりの排出量：生活系ごみ 640g/人・日、事業系ごみ 300g/人・日
- 行政回収に係るリサイクル率：17.0%
- 1人1日当たりの最終処分量：85g/人・日

○第6次青森県環境基本計画（令和2年3月）

「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づく青森県環境基本計画が令和2年3月に策定され、2030年の「めざす姿」に向けて、「自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり」、「県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造」、「県民みんながチャレンジする循環型社会づくり」など6つの政策の柱が示されている。

このうち、「県民みんながチャレンジする循環型社会づくり」では、ごみの減量、リサイクルの推進には市町村をはじめ各主体の取組が重要であることから、古紙リサイクルや生ごみ削減の普及啓発、引き続き「もったいない・あおもり県民運動」の強力な展開、資源回収の促進などが施策として示されている。

【数値目標】 目標年度：令和2年度

- 1人1日当たりのごみ排出量：980g/人・日
- 1人1日当たりの生活系ごみ排出量：680g/人・日
- 1人1日当たりの事業系ごみ排出量：300g/人・日
- ごみのリサイクル率：25.0%

第3節 広域化の動向

第4次青森県循環型社会形成推進計画に示されている「ごみ処理広域化・集約化に向けた方針」では、平成10年4月に策定された「青森県ごみ処理広域化計画」（以下、「広域化計画」という。）を継承し、各広域ブロックにおけるごみ処理体制を将来的にも持続可能なものとするため、各区域内の市町村等によるごみ処理の広域化・集約化に向けた検討の方針を示している。

広域化計画で設定されている6広域ブロックのうち、本組合は下北広域ブロックとして区分されている。本組合においては、既に広域化計画に基づくごみ処理広域が達成されており、今後も維持していく計画となっている。

第4節 構成市町村の動向

1. むつ市

「むつ市総合経営計画 後期基本計画」では、基本方針である「高齢者福祉・医療・暮らしの充実」の中で「環境衛生対策、廃棄物対策の充実」として施策が示されている。その概要を表3-4-1に示す。

表3-4-1 むつ市総合計画 後期基本計画における施策（抜粋）

項目	内容		
現状と課題	<p>本市では、循環型社会の実現と環境に優しいまちづくりを図るために、市民はもとより町内会、事業者の協力を得ながら、ごみの分別と減量化及び再資源化を推進しています。</p> <p>小型家電や衣服等の回収ボックスの設置、雑紙等の古紙類の回収に取り組み始め、ごみの資源化に向けた体制の構築を進めています。</p> <p>しかし、本市のごみの減量化は全国水準に達しておらず、分別やリサイクル等を併せた推進が今後の課題となっています。</p> <p>また、環境に優しいまちづくりのためには、私たち一人ひとりが省エネルギー対策等を実行し、二酸化炭素排出量の削減に取り組む必要があります。</p>		
目指す姿	<p>ごみの分別はもとより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)が普及されるとともに、ごみを可能な限り資源化し、有効かつ円滑に循環され、ごみの減量及びリサイクルシステムが構築されている。また、市民一人ひとりの行動が、地球温暖化防止に寄与する。</p>		
施策の方向性	<p>小型家電、リユース可能な衣服等の回収場所拡充や広報等による更なる意識の啓発を図りながら、継続した取組を進めます。</p> <p>地球温暖化対策として、「むつ市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、省エネや環境保全の取組を市自らが率先して行います。</p>		
指標	指標名	基準値	目標値 (R8年度)
	1人1日当たりのごみ排出量	1,089g (H28~R2年度平均)	1,000g以下
	3R啓発活動	8回 (H28~R2年度平均)	10回
	二酸化炭素排出量	9,103 t-CO ₂ (R1年度)	8,466 t-CO ₂
主要計画	<p>1) 回収ボックス設置場所の拡充 公共施設のみに設置している小型家電等の回収ボックスを多くの市民が集まり開設時間も長い大規模小売店舗などに拡充していきます。</p> <p>2) 資源ごみ回収ステーションの設置 むつ地区のみの設置にとどまっている資源ごみの集団回収場所を、町内会等地域団体や回収業者の協力を得ながら、他地区への拡充を図ります。</p> <p>3) リサイクルシステムの構築 ごみの分別はもとより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の普及を推進するとともに、発生した一般廃棄物を可能な限り資源化し、有効かつ円滑に循環されるように、ごみの減量及びリサイクルシステムを構築します。</p> <p>4) 地球温暖化防止対策の推進 地球温暖化は、自然環境や生活に重大な影響を及ぼす世界的な課題であるため、「第3期むつ市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、温室効果ガスである二酸化炭素の排出削減を図り、ゼロカーボンシティへの取組を推進します。</p>		

出典：むつ市総合経営計画 後期基本計画（むつ市、令和4年9月）

2. 大間町

「第6次大間町総合計画」では、基本目標である「安全で快適な、誰もが「住みたい」と思うまち」の中で「豊かな自然と共生するまちづくり」として施策が示されている。その概要を表3-4-2に示す。

また、「大間町過疎地域持続的発展計画 令和3年度～令和7年度」では、生活環境の整備として、廃棄物処理に係る現状と問題点、その対策が示されている。その概要を表3-4-3に示す。

表3-4-2 第6次大間町総合計画における施策（抜粋）

項目	課題
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸への大量の漂着物やポイ捨てによる道端の生活ごみの散乱、雑草の繁茂など、自然環境にふさわしくない景観上の阻害要因が散見されることから、地域美化活動や自然環境・水辺環境の保全に取り組み、更なる啓蒙活動が必要です。
主要な取り組み	<p>自然環境や水辺環境の保全と啓蒙</p> <p>1) 豊かな自然環境を子どもたちに残すべく河川・海岸の環境保全に取り組みます。また、海岸侵食対策として、防波堤や消波堤の整備促進について、関係機関に継続して要請していきます。</p> <p>環境情報の提供と環境教育の推進</p> <p>1) 子どもたちへの自然体験学習のみならず、町民全体で環境問題等について検討する機会を創出する取り組みを行います。</p>

出典：第6次大間町総合計画（大間町、令和3年3月）

表3-4-3 大間町過疎地域持続的発展計画における施策（抜粋）

項目	課題								
<p>現状と問題点</p>	<p>現在、町内で発生したごみは、民間事業者への業務委託により収集・運搬し、平成 15 年供用開始の下北地域広域行政事務組合（下北地域一般廃棄物等処理施設アックスグリーン）へ搬入のうえ処理しているが、当該施設が令和 5 年度で事業終了予定であることから、下北地域広域行政事務組合が主体となり構成市町村との協議を経て、新ごみ処理施設の令和 6 年度供用開始を目指し整備事業が進められている。</p> <p>町の一般廃棄物最終処分場については、アックスグリーンでの焼却処理等開始以降、焼却残渣等の搬入はないものの、不慮の火事や地震・水害等の自然災害が発生した場合において一時的に多量に排出される災害ごみの埋め立て処理及び毎年の処分対象物となっている海岸漂着物である海藻（流れ藻）等の仮置きを目的として確保されている。</p> <p>しかしながら、昨今の全国における自然災害の発生頻度や規模等を考慮し、施設の新設及び延命化等の整理検討が早急の課題である。</p> <p>加えて、10 年以上経過し老朽化している収集・運搬車輛についても、その更新が課題である。</p>								
<p>その対策</p>	<p>本町の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、平成 23 年度に策定し、廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確化しているものの、既に 10 年が経過していることから、廃棄物関係法令の整備・改定及びごみ処理広域化の状況や本町を取り巻く廃棄物処理に係る現状と課題の再整理に努める。</p> <p>暮らしと地球環境を守る省エネルギーの推進として、大量生産・大量消費・大量廃棄型による社会経済活動から環境負荷の軽減に配慮した循環型社会へ向けた事業の精査を行い、住民に対してはごみの排出抑制・再資源化といった取り組みや不法投棄の防止、環境にやさしい行動を促進する仕組みづくりなどの環境教育についての啓発に努める。</p> <p>下北地域広域行政事務組合が主体となり整備する新ごみ処理施設は、令和 6 年度供用開始予定として、現在、整備事業が進められている。</p> <p>老朽化したごみ収集・運搬車輛の計画的な更新を図る。</p> <p>○施設の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場・・・長寿命化 <table border="1" data-bbox="354 1402 1390 1568"> <thead> <tr> <th data-bbox="354 1402 608 1480">目標指標</th> <th data-bbox="608 1402 876 1480">基準値</th> <th data-bbox="876 1402 1142 1480">目標値 (R7 年度)</th> <th data-bbox="1142 1402 1390 1480">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1480 608 1568">年間ごみ排出量</td> <td data-bbox="608 1480 876 1568">2,112t (H28~R2 年度平均)</td> <td data-bbox="876 1480 1142 1568">2,006t</td> <td data-bbox="1142 1480 1390 1568">基準値の 5%減少</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標	基準値	目標値 (R7 年度)	備考	年間ごみ排出量	2,112t (H28~R2 年度平均)	2,006t	基準値の 5%減少
目標指標	基準値	目標値 (R7 年度)	備考						
年間ごみ排出量	2,112t (H28~R2 年度平均)	2,006t	基準値の 5%減少						

出典：大間町過疎地域持続的発展計画 令和 3 年度～令和 7 年度（大間町、令和 5 年 3 月）

3. 東通村

「第2期東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」では、基本目標である「住んでいたい、住んでみたくなる魅力ある東通村の住環境」の中で、創生事業が示されている。その概要を表3-4-4に示す。

表3-4-4 第2期東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策（抜粋）

項目	目標
現状と課題	<p>東通村では、転出者が転入者を超過していることが、大きな問題となっています。</p> <p>中心地エリアにおいては、村営で賃貸住宅等の運営や分譲地販売を行っているが、中心地エリアに商業施設や飲食店が充実していないことなど、住環境の整備や支援が不十分であることが課題となっています。</p> <p>また、既存集落の人口減少が著しく、共同機能を維持することが困難になりつつある集落があることから、地域に継続的に関わる関係人口を創出・拡大し、地域の課題解決や活性化を図り、既存集落の人口を維持することも大きな課題となっています。</p> <p>公共交通に関しては、村内路線バス利用者の減少による減便により、高齢者の交通手段の不安があげられています。</p> <p>さらに、災害に強い安心安全な環境、美しい景観の保全による良好な環境づくりが求められています。</p>
講ずべき施策に関する基本的方向	<p>施策①：関係人口の創出・拡大 地域や地域の人々と多様に関わる者である関係人口の創出・拡大により、地域外からの交流の入口を増やします。</p> <p>施策②：移住の促進 移住者の受入体制・支援の充実と中心地エリアの生活環境の充実を図ることにより、移住者を増やします。</p> <p>施策③：定住の促進 地域の課題解決や活性化を図ることで、既存集落の人口を維持します。</p> <p>施策④：商業機能の構築 中心地エリアに商業機能を構築し、生活利便性の向上により、移住者を増やし定住を図ります。</p> <p>施策⑤：安心安全・良好な環境づくり 公共交通の利便性の向上、防災による安心安全な環境、景観の保全による良好な環境をつくり、移住者を増やし定住を図ります。</p>
創生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新ゴミ処理施設整備負担事業 ・海洋漂着物地域対策推進事業 ・梱包ゴミ処理事業

出典：第2期東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）（東通村、令和2年3月）

4. 風間浦村

「風間浦村まち・ひと・しごと創生【総合戦略】令和2年度～令和6年度」では、「定住応援むらづくりプロジェクト」の中で、創生事業が示されている。その概要を表3-4-5に示す。

また、「第1次風間浦村総合計画」では、基本方向である「お年寄りと子どもが安心して暮らせるゆかいむら」の中で、基本目標の1つである「環境衛生対策の充実」として、現状と課題、基本方針及び主な施策が示されている。その概要を表3-4-6に示す。

表3-4-5 風間浦村まち・ひと・しごと創生【総合戦略】における施策（抜粋）

項目	内容	
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然を好む移住者を誘い、定住を促進するための情報発信に努めます。 ・安心・安全に暮らすための環境整備に努めます。 	
基本方向	<ul style="list-style-type: none"> ・風間浦村へ新しい人の流れをつくることのできる施策であること。 	
具体的な施策と成果指標	事業名	家庭ゴミ減量大作戦事業
	内容	一般家庭から排出される可燃ゴミの約50%が生ゴミであり、水切りを実行することでゴミの減量が図られることから、ゴミの排出方法についての啓発活動を重点的に行う。
	効果	ゴミの減量化により地域の環境美化が図られ、美しい生活環境が整う。
	成果指標	住民1人1日あたりのゴミ排出量を平成29年度実績より20%減量する (一人一日当たりのゴミ排出量：5年後 738g)
	事業計画	令和2年度～令和6年度

出典：風間浦村まち・ひと・しごと創生【総合戦略】令和2年度～令和6年度（風間浦村）

表3-4-6 第1次風間浦村総合計画における施策（抜粋）

項目	内容
現状と課題	ごみ焼却についても、むつ下北の全市町村で構成する下北地域広域行政事務組合により処理されており、平成34年度までに新しい焼却炉の建設を行う計画が検討されています。また、現在使用されていない村内の清掃センターにある焼却施設の解体と建物の一部再利用の検討が必要になっています。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみの適正な収集・処理に向け、分別排出の徹底、ごみの減量・リサイクル化を図るとともに、村民の環境保全意識の高揚に努めます。 ◎下北地域広域行政事務組合における、ごみ・し尿処理体制の充実や大間町委託の火葬業務を継続していきます。
主な施策	<p>1. 環境衛生対策の推進</p> <p>(1) ごみ処理施設の充実</p> <p>ごみ処理については、新しい施設の建設を見据えながら適正な処理体制の確立による広域事業を継続していきます。</p> <p>また、現在使用していない村内清掃センターにある焼却施設の解体撤去と一部建物の再利用を図ります。</p>

出典：第1次風間浦村総合計画（風間浦村、平成28年3月）

5. 佐井村

「佐井村第5次長期総合計画（令和3年度～令和12年度）」では、基本構想に示す基本政策「快適な暮らし」が実感できるむらの中で、基本施策の1つである「環境衛生の充実」として、施策の方向性及び環境施策が示されている。その概要を表3-4-7に示す。

表3-4-7 佐井村第5次長期総合計画における施策（抜粋）

項目	内容
施策の方向性	<p>本村は、村域の大部分が森林と農地であり、豊かな自然と美しい里海環境を有していますが、一部では荒廃が顕在化しているとともに、山林・河川への不法投棄も後を絶たないことから、環境学習や啓発事業を推進し、自然環境を継承する意識の喚起・醸成に努めます。</p> <p>また、地球温暖化による生態系や気候への影響が懸念されており、省エネルギーの意識啓発、温室効果ガスの排出抑制、さらには木材をはじめとする再生可能エネルギーの有効活用に取り組みます。</p>
環境施策の推進	<p>①一般廃棄物処理方法の最適化 一般廃棄物処理施設は、長寿命化を含む適切な維持管理に努めるとともに、経費の節減と効果的な運営の視点から、処理方法の最適化に努めます。 特に下北地域広域行政事務組合を主体として共同で運営するアックス・グリーンは、供用開始から相当の年数が経過することから、新焼却処理施設を整備します。</p> <p>②3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 住民・事業者・行政が一体となって3Rの取り組みを推進するとともに、分別の指導・啓発を徹底し、ごみ排出量の抑制とリサイクル率の向上に努めます。</p> <p>③不法投棄対策の強化 監視体制の充実と環境保全の意識醸成、関係団体との連携強化に取り組み、不法投棄の未然防止と適切な対応に努めます。</p>

出典：佐井村第5次長期総合計画（佐井村、令和3年3月）